

生徒の心得

1 欠席・欠課・遅刻・早退

- (1) 欠席・欠課・遅刻・早退の場合は原則として保護者が学校に連絡する。
- (2) 忌引き日数
 - ①父母 7日
 - ②祖父母 3日
 - ③兄弟姉妹 3日
 - ④伯叔父母・曾祖父母 1日

遠隔地の場合は実際の往復に要した日数を加算する。

2 登下校

- (1) 登校は所定の時刻までに行う。
- (2) 登校後は許可なく校外に出ない。
- (3) 部活動や補習等の指導を受けている場合を除き、用のない生徒はすみやかに下校する。
- (4) 放課後の部活動等は18時15分までとし、18時30分には完全下校する。

3 服装・身だしなみ

清潔質素を旨とし、身だしなみを整え、高校生としての品位を保つ。

<男子制服>

- (1) 標準学生服を着用する。学校指定のボタンをつけ、前ボタンは全て閉める。(前ボタン5個、袖ボタン各2個)
- (2) ワイシャツは学校推奨ワイシャツ(マーク付き)または白色無地(ワンポイント禁止)とする。
- (3) ワイシャツの裾はズボンに入れる。
- (4) セーター・ベストは学校指定とする。(R7年入学生より)

<女子制服>

- (1) 学校指定のブレザーとスカートまたはスラックスを着用する。スカート丈は膝にかかる長さとする。
- (2) ブラウスは学校推奨ブラウス(マーク付き)または白色無地(ワンポイント禁止)とし、ボタンは全て閉め、指定のリボンを着用する。(R7年度1年：赤色(フック仕様)、2年：緑色(ゴム仕様)、3年：青色(ゴム仕様) 夏季は、リボンを着用しなくてもよい。)
- (3) ブラウスの裾はスカートまたはズボンに入れる。
- (4) セーター・ベストは学校指定とする。(R7年入学生より)



＜その他＞

- (1) 校章バッジは、男子は学生服の左襟、女子はブレザーの左胸ポケットにつける。夏服は、ワイシャツ・ブラウスの左胸ポケットにつける。
(学校推奨ワイシャツ及びブラウスの場合は不要)
- (2) 衣替えの時期は6月1日及び10月1日を目安とする。
- (3) 通学には靴またはスニーカーを使用し、サンダルは使用しない。
- (4) ストッキングやタイツ・ソックス・コート類は、高校生らしい地味なものを使用すること。
- (5) R6 年以前の入学生は、セーター・カーディガンを着用する場合、上着の下に着用すること。色は紺、黒、グレー、ベージュの無地とし、上着から極端に出ないようにする。学校指定のセーター・ベストを着用する場合は、上着を脱いで過ごしてもよい。
- (6) 髪の色・脱色・パーマ・エクステンション・華美な装飾は禁止。
- (7) ピアス・透明ピアス・ネックレス・その他装飾禁止。
- (8) 化粧(色つきリップ・カラーコンタクト・マニキュア・まつげ加工等含む) 禁止。
- (9) バッジ・リボン・男子ボタン紛失等の場合は取扱店で購入すること。
バッジ 550 円、リボン(1年生：1,650 円、2・3 年生：1,000 円)、ボタン 70 円

4 携帯電話等

- (1) 8:35 には電源を OFF にし、かばんに入れる。
昼休みと放課後のみ使用可とする。
※授業中に使用したり、音が鳴ったりした場合は指導の対象になる。
- (2) 廊下・道路での利用について
 - ①歩きながらの利用はしない。
 - ②イヤホンの利用もしない。

5 自転車通学

- (1) 学校まで通学する自転車には、必ずステッカーを貼り、指定の場所にきちんと駐輪する。
- (2) ステッカーの1枚目は4月に販売する。更に追加で必要になった場合は生徒指導部へ申し出ること。(場所 体育準備室)
- (3) ステッカーは、後輪カバーの、後ろから確実に見える位置に貼ること。
(去年のステッカーははがすかその上に貼る)
- (4) 違反自転車は施錠するので、パンク等で臨時に乗ってきた自転車は、紙にクラス・番号・氏名・理由を書いて貼っておくこと。
- (5) 施錠された場合は、クラス担任に申し出て、鍵をあけてもらい、早急に改善すること。
- (6) 盗難防止のため、鍵は2つかけることが望ましい。
- (7) 交通法規を遵守し、傘さし運転・二人乗り・イヤホン及び携帯電話等を使用しながらの運転・並進走行、右側通行はしないこと。
- (8) 安全確保のため自転車で歩道を通行する場合は、車道側を徐行で通行し、歩行者がいたら一時停止し、歩行者の通行の妨げとならないこと。
- (9) 冬季の積雪時、凍結時は自転車通学を禁止する。
- (10) ヘルメットを着用する。(努力義務)

6 自動車での送迎の注意

- (1) やむを得ず自動車で送迎の場合は、学校 Web ページの「自家用車での生徒の送迎について」の通りとする。
- (2) 校舎周りの道路での駐車・停車・乗り降りはしない。(渋滞を引き起こしてしまい、迷惑がかかる)
- (3) 民家の前や車庫の前での駐車・停車をしない。
- (4) 車の乗り降りは左側のドアからすること。(右のドアは事故の危険がある)

7 原付バイク通学

バイク通学は2・3年生で、以下の条件を満たし、学校から許可された者に限る。

◆原付通学申請条件

- (1) 電車・バスなどの公共の交通機関で通学できるものは許可の対象にならない。
- (2) バスの本数が極端に少ない、また、最寄りのバス停まで4km以上離れているなどの通学困難な地域で、自宅から学校までの距離が8km以上 15 km以内であること。
但し、部活動での移動手段や家庭事情など特別な理由がある場合は上記の範囲以外でも申請可能。
- (3) 学校を欠席して免許を取得した場合は通学を許可しない。また、違反があった場合は指導の対象になる。

◆バイク運転時の注意

- (1) 交通法規を遵守し、交通安全に努める。
- (2) 交通違反をした時や交通事故を起こした時は、直ちに学級担任に届ける。
- (3) 冬季の積雪時、凍結時は運転をしない。

8 免許取得

◆原付バイク免許

- (1) 原付バイクの免許取得は1年生の夏休み以降とする。
- (2) 免許を取得したら、すぐに免許取得届（保護者直筆）を学級担任に提出する。
- (3) 半キャップのヘルメットは禁止。ジェット型かフルフェイス型のヘルメットを使用すること。
- (4) 自賠責保険はもちろんの事、任意保険にも必ず入る。
- (5) 免許取得のための欠席は認めない。

◆普通自動車免許

- (1) 自動車教習所への入校は、原則進路決定後とする。（入校届けを提出）
- (2) 教習所通学等のための欠席は認めない。
- (3) 免許取得後、卒業まで自動車の運転は禁止する。

◆自動2輪の免許取得は禁止・同乗禁止

9 外出・旅行

- (1) 外出するときは、保護者に行き先・用件・帰宅時間を必ず伝える。遅くとも午後9時には帰宅するようにする。
- (2) 友達の家にはみだりに泊まらない。
- (3) 海外旅行、長期の旅行などは、事前に所定の用紙で保護者から担任に届け出る。

10 アルバイト

- (1) 平常時のアルバイトは原則として禁止。特別な事情がある場合は、担任へ希望届けを提出し、許可が出てから事業所と契約を結び、所定の用紙で担任に届け出る。
- (2) 長期休業中はアルバイト届けを提出して行う。
- (3) 以下についてはアルバイトを許可しない。
 - ①成績不振の場合
 - ②1年生の1学期間
 - ③考査の1週間前から考査終了まで
 - ④アルコールを提供する飲食店・住み込み・危険のある仕事・過重なもの・非健康的なもの・その他高校生としてふさわしくない仕事

11 風紀

- (1) 高等学校に在籍し学ぶ者としての自覚を持ち、その本分を全うすること。
- (2) 法令に違反する行為、及び、社会の秩序を乱す行為をしてはならない。
- (3) 健全で安心できる学校生活を送るため、自他を尊重し、互いに認め合う。